

旅券（パスポート）の申請案内

◆ 山梨県で申請できるのは、原則として山梨県内に住民登録している方です ◆

本人確認のための書類について

- ◎ 下記の書類（原本）で有効なものに限ります。**コピーは不可**です。
- ◎ 本人確認書類の氏名、生年月日、性別、読み方、住所、本籍等は申請書の記載内容と一致しているものに限ります。
- ◎ 代理提出する場合は、申請者本人と代理提出者の両方の本人確認書類が必要です。**(両方とも原本)**
- ◎ 小学生以下で本人確認書類を所有せず、そろわない場合は、申請者の健康保険証と**親権者の本人確認書類（運転免許証等）**をお持ちください。

1点で確認（A欄）

- ・ 日本国旅券（失効後6ヶ月以内を含む）
- ・ 運転免許証
- ・ マイナンバーカード（通知カード（通知書）は不可）
- ・ 船員手帳
- ・ 戦傷病者手帳
- ・ 電気工事士免状
- ・ 官公庁等職員身分証明書（写真付）
- ・ 写真付身体障害者手帳（写真貼替え防止されているもの）など
- ・ 運転経歴証明書（H24.4以降交付）
- ・ 海技免状
- ・ 猟銃等所持許可証
- ・ 宅地建物取引士証
- ・ 無線従事者免許証

2点で確認（B欄+B欄またはB欄+C欄）

- | | |
|---|---|
| B欄 | C欄 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証 ・ 国民健康保険証 ・ 共済組合員証 ・ 年金手帳（年金証書） ・ 印鑑登録証明書と実印（発行から6ヶ月以内） ・ 介護保険被保険者証 ・ 後期高齢者医療被保険者証 ・ こども医療費受給者証 など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生証（写真付） ・ 生徒手帳 ・ 会社の身分証明書（写真付） ・ 公の機関が発行した資格証明書（写真付） ・ 失効旅券（失効後6ヶ月を経過した旅券で本人確認できるもの）など |

居所申請について

(山梨県以外に住民登録している方の申請)

次の方は山梨県で申請・受取ができますが、**必ず申請者本人がお越しください。代理提出はできません。住民票の写し（発行日から6ヶ月以内のもの）が必要です。**

- ◎ 学生及び生徒（居所の確認書類：教育機関の所在地の記載された学生証・生徒手帳）
- ◎ 長期出張者及び単身赴任者（会社の居所証明書等）
- ◎ 一時帰国者（査証または再入国許可のある旅券、外国人登録証、永住証明証等）

受取について

必ずご本人が6ヶ月以内にお受け取りください。

お受け取りには「旅券引換書」と手数料が必要です。「収入印紙」と「山梨県収入証紙」で納めてください

区分	手数料	内 訳	
		収入印紙	山梨県収入証紙
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年旅券（12歳以上）	11,000円	9,000円	2,000円
5年旅券（12歳未満）	6,000円	4,000円	2,000円
記載事項変更旅券（残存有効期間同一旅券）	6,000円	4,000円	2,000円

旅券窓口 休業日：土曜、日曜、祝日、休日、年末年始（12/29～1/3）※パスポートセンターのみ日曜交付あり

山梨県パスポートセンター（県庁舎北別館1階）

申請	平日のみ 8:30～17:30 (17時までにお越しください)
交付	月・水・金 8:30～17:30 火・木 8:30～19:00 日曜 9:00～16:30

休業日を除き申請日を含め6日目以降の交付



《駐車場案内》
 平日：県庁西立体駐車場（8:30～18:00）
 日曜：県庁構内駐車場をご利用ください。
 ※日曜は東口を利用してください。（西口は利用できません）

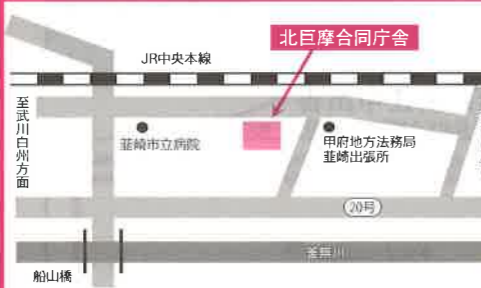
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
055-222-2040

地域県民センター（平日のみ）

申請 9:00～16:30 交付 9:00～17:15

休業日を除き申請日を含め10日目以降の交付、パスポートセンター交付希望の場合は8日目以降の交付

中北地域県民センター（北巨摩合同庁舎内）



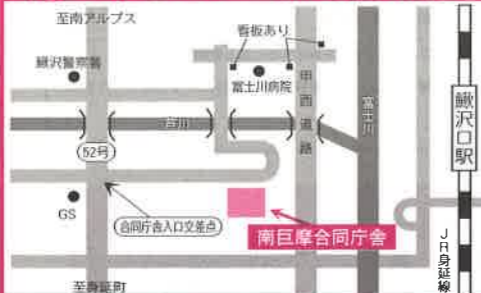
〒407-0024 韮崎市本町4-2-4
0551-23-3070

峡東地域県民センター（東山梨合同庁舎内）



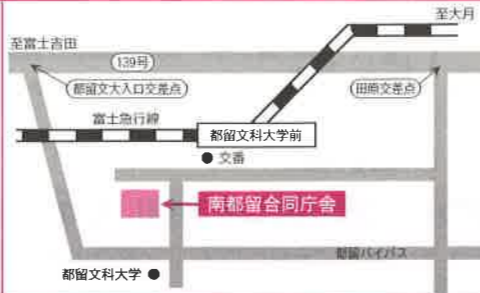
〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1
0553-20-2701

峡南地域県民センター（南巨摩合同庁舎内）



〒400-0692 南巨摩郡富士川町鵜沢771-2
0556-22-8131

富士・東部地域県民センター（南都留合同庁舎内）



〒402-0054 都留市田原2-13-43
0554-45-7839

申請に必要な書類

旅券の取得の有無や所持する旅券の状況などの条件により必要書類は異なります。ご自身にあてはまる申請に必要な書類をご持参ください。居所での申請、へボン式によらないローマ字表記等の特別な事情がある方は、さらに必要な書類があります。**事前にお問い合わせください。**
 申請時に18歳未満の方は5年旅券のみの申請になります。
 同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合、戸籍謄本1通で全員の申請をすることができます。

◆有効期間内の旅券をお持ちの方について

- **切替新規申請・訂正新規申請**
現在の旅券を失効させて、新たに旅券の発給申請を行います。残存有効期間は切り捨てになり、旅券番号は変わります。失効させた旅券は、新旅券をお渡しする際に無効処理のうえお返しします。
- **記載事項変更申請（残存有効期間同一旅券）**
訂正新規申請と異なり、失効させた旅券の残存有効期間が新旅券の有効期間となります。旅券番号は変わります。

申請の種類	該当する状況	一般旅券発給申請書	戸籍謄本	写真	本人確認のための書類	前回発給された旅券	紛失一般旅券等届出書	住民票等その他の書類
新規申請	初めての旅券申請	○	○	○	○			※5
	前回取得した旅券の有効期間切れ	○	○	○	○	※2		※5
切替新規申請	有効旅券の残存有効期間が1年未満	○		○	○			※5
	有効旅券の査証欄の余白なし	○	※3	○	○			※5
訂正新規申請	有効旅券の損傷	○		○	○			※5・6
	有効旅券の記載事項変更	○	○	○	○			※5
記載事項変更申請（残存有効期間同一旅券）	有効旅券の記載事項変更（有効期間の変更なし）	○	※4	○	○			※5
有効旅券紛失	有効旅券の紛失・盗難・焼失	○	○	2枚	○		○	※5・7
	外国で旅券を紛失し帰国のための渡航書で帰国	○	○	○	○			※5・8

- ※1 申請用紙は各旅券窓口、市町村役場にもあります。また「ダウンロード申請書」も利用できます。詳しくは「パスポート申請書ダウンロード」で検索の上、ご利用上の注意事項を必ずご確認ください。
- ※2 有効期間が切れた旅券も可能な限りお持ちください。申請時に確認後、無効処理をしてお返しします。
- ※3 有効旅券の記載事項（氏名・本籍の都道府県等）に変更がある場合や、旅券としての体裁を留めないほどの損傷や旅券の氏名等個人情報が確認できない場合は戸籍謄本が必要です。未成年者の申請の場合は、親権の有無を確認する必要がある場合には、戸籍謄本の提出を求めます。
- ※4 記載事項の変更の経緯が確認できる戸籍謄本が必要です。
- ※5 **住民票の写し（発行日から6ヶ月以内のもの）は原則不要です。ただし、次の方は住民票の写しが必要です。**
 - ・他の都道府県に住民登録している方が居所申請する場合（最終頁参照）
 - ・住民基本台帳ネットワークシステムでの検索を希望しない場合
 - ・住民票を異動して間もない場合（2日位の間）
- ※6 損傷の経緯を記載した事情説明書
- ※7 紛失・盗難の場合は、警察署発行の遺失届を提出したことを証明する書類（この書類が入手できないときは遺失届の受理番号を紛失一般旅券等届出書に記入してください。）
 焼失の場合は、消防署又は市町村発行の罹災証明書
紛失一般旅券等届出書の提出は、パスポートセンターのみで受け付けています。代理提出はできません。
- ※8 帰国のための渡航書

その他 ◎ 申請日における年齢は、「年齢計算に関する法律」に基づき、誕生日の前日に1歳加算されます。

【お問合せ】 ○ 電話 **055-222-2040** ○ メールアドレス passport@pref.yamanashi.lg.jp
 ○ ホームページ <https://www.pref.yamanashi.jp/passport/index.html>

